

# 第61回滋賀県景観審議会

## 議事概要

●日時：平成25年11月12日（火曜日） 9：30～11：40

●場所：滋賀県庁北新館5階 5A会議室

●議事：報告

- (1) 琵琶湖を中心とした広域的景観形成の方策について（広域的景観形成検討専門部会の審議経過）
- (2) 琵琶湖周辺地域における屋外広告物の規制について（屋外広告物適正化検討専門部会の審議経過）
- (3) 滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等について

●出席委員：

黒崎道雄委員、小島彩乃委員、佐伯祐二委員、柴山直子委員、中嶋節子委員、西岡功一委員、八軒艶子委員、平林隆委員、藤本英子委員（会長）、村上修一委員（50音順）（13名中10名出席）

●景観審議会広域的景観形成検討専門部会の検討内容の報告

事務局から広域的景観形成に関する検討内容の報告を行った。

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

- すでに市が設定している重要眺望点と今回新たに検討する視点場との関係についてどう考えているか。また、景観保全に不可欠な視点場の整備についてはどうか。
- ◆ 既存の各市の重要眺望点も参考に、広域的景観の中で特に重要とみなされている場所を網羅的に調査し、抽出している。視点場の整備については今後検討する。
- 最終的に県民に対して基準を示すには、それがどのような目的のものであって、どのようなメリットがあるのか、どのような方法で検討・検証を行ったかを明示し説明する必要があると思う。

●景観審議会屋外広告物適正化検討専門部会の検討内容の報告

事務局から屋外広告物適正化に関する検討内容の報告を行った。

（注）委員の意見または質問は○、事務局の回答は◆

- 色彩の規制基準の数値を今後検討していく前提として、地域ごとに具体的にどのような目標、

目的をもっているかを説明する必要がある。

- ◆ 地域ごとの基準設定の目的等については前回の専門部会でもご意見をいただいております、次回専門部会に向けて整理を進めている。
  
- カーナビの普及により、案内図板の必要性が低くなってきているのではないかと。自家用広告物と非自家用の案内図板では、必要性や重要性が異なる。この二つを区別した規制基準検討はしなかったのか。
- ◆ 平成21年度から実施している湖岸の屋外広告物の規模規制については、自家用・非自家用を区別して定めている。色彩と発光の規制誘導による景観づくりの観点からすると、広告物の目的ごとに色彩基準を変える必要はないと考えている。
  
- 壁面が発光しているだけの場合、滋賀県はこれを広告物とみなし、規制対象とするのか。
- ◆ 法の定義に基づき、何らかの表象・イメージを伝えようとするものは屋外広告物とみなす。個別具体の判断になる。
  
- 点滅や可変式でない広告物の発光の色や規模等も規制するのか。点滅しないものや可変式でないものも、夜間に煌々と光っていて問題がないとは言えないと思う。
- ◆ 点滅や動きのある光の規制の必要性は明らかであるため、まず先んじて規制検討が必要と考えている。
- 輝度等については要検討事項としてはどうか。
  
- 観光のために公共団体が掲出する広告物の指針も必要であると思う。
- 奈良県では幹線道路の大きなものから市街地の案内看板に至るまで蘇芳色に統一されており、大変見やすい。
- 将来的には、広告物に対する定性的評価を行う機関が必要になると考える。
- 神戸市では、地元が屋外広告物の協議会を運営している例がある。
- 富山県で実施されているような表彰制度は広告デザインのレベル向上に有効だと感じている。
- 最近電柱看板の受注を受け、電柱広告の色遣いに関するガイドラインがあることを初めて知った。屋外広告物を景観に配慮したセンスのいいものにしていくには、規制以外にガイドラインのようなルール作りが重要だと感じた。
- ◆ 彩度規制はデザイン向上の十分条件ではない。
- ◆ まずは大きな広告物が明らかに鮮やかすぎる色で掲出されてしまうことを防ぐ目的で、掲出される広告物の「規制」に主眼を置いて検討を進めている。

## ●滋賀県の景観・屋外広告物行政の現状等についての報告

事務局から屋外広告物適正化に関する検討内容の報告を行った。特に意見等はなかった。